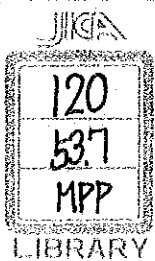


スリランカ鉍工業プロジェクト
選定確認調査報告書
1991.3.3～1991.3.10

1991年 7 月

国際協力事業団



鉍計画

JR

91-131

120/53.7/MPP

JICA LIBRARY



1099630(4)

20466

スリランカ鋁工業プロジェクト
選定確認調査報告書

1991.3.3～1991.3.10

1991年 7 月

国際協力事業団



スリランカ鋳工業プロジェクト選定確認調査報告書

目 次

I . 調査の概要	2
1. 調査の目的	2
2. 調査団の構成	2
3. 調査日程	2
4. 主要面会者	3
5. 総合所見	4
II . 調査結果	5
1. スリランカ経済概要	5
2. スリランカ工業化戦略	8
3. プロジェクトの概要	20
(1) 特定産業セクター振興	20
(2) 工業団地開発	27

I. 調査の概要

1. 調査の目的

- (1) 鉱工業プロジェクト選定確認調査は、鉱工業関係開発計画を効果的に実施するため、既に要請がありながら内容の不明確なプロジェクト及び今後、我が国に正式要請の可能性のあるプロジェクトにつき、それらの背景及び経済開発計画における位置付け等を調査し、優良かつ調査実施の可能性の高いプロジェクトの発掘、選定を行うことを目的としている。
- (2) 今回の調査では、1990年5月、海部総理のスリランカ訪問の際、スリランカの工業化を推進するために強い要請のあったNew AID PlanのPhase II事業としての工業開発案件について、スリランカ側と協議を実施した。

2. 調査団員の構成

団長・総括	増田 聡 博	通産省通商政策局技術協力課長
技術協力政策	川添 忠 吉	外務省経済協力局調査計画課
投資政策	相楽 俊 久	日本貿易振興会経済情報部長代理
工業化政策	竹内 正 興	(財)国際開発センター主任研究員
調査・企画	荒谷 義 彦	JICA鉱工業計画課

3. 調査日程

- 3 / 3 成田 → コロンボ
- 4 JICA事務所、在「ス」日本大使館、JETRO事務所、対外援助局
工業省、日本商工会
- 5 工業省、政策計画省
- 6 工業省、政策計画省
- 7 コンピューター技術センター視察、大コロンボ経済委員会
カトナヤケ輸出加工区視察
- 8 在「ス」日本大使館、工業大臣表敬、JICA事務所
観光・地方産業開発大臣
- 9 コロンボ
- 10 → シンガポール → 成田

4. 主要面会者

(1) 工業省 (Ministry of Industries, Science and Technology)

R. Wickramasinghe Minister

A. S. Jayawardene Secretary

Lakshman Siriwardene Director (Investment and Finance)

(2) 政策計画省 (Ministry of Policy Planning)

R. Pashkarakingam Secretary

L. Fernando State Secretary

(3) 対外援助局 (Department of External Resources)

S. Kuruppu Director

S. Weerapana Deputy-Director

(4) 大コロombo経済委員会 (Greater Colombo Economic Commission)

Nissanka Wijewardane Chairman

(5) コンピューター技術センター視察 (Institute of Computer Technology)

V. K. Samaranayake Director

(6) 在「ス」日本大使館

新田 大使

高田 参事官

村上 一等書記官

(7) 観光・地方産業開発省

S. Thomdamam Minister

5. 総合所見

- (1) スリランカ政府は、1989年12月「スリランカ工業化戦略」を策定し、関係省庁、関係機関からなる「工業化委員会」を設置する等スリランカの工業化に対し、官民挙げて取り組んでいる。
- (2) これを背景に、スリランカ政府は、海部総理訪「ス」時等我が国に対し、スリランカの工業化のための協力を要請してきたものである。
- (3) 我が国は、本要請に対し、国別援助委員会の設置、(財)国際開発センター(IDC)に総合経済開発調査を委託し検討を行ってきた。
- (4) 今回の調査では、これまでの検討結果の報告を行うとともに、スリランカの工業化のための提案を本件カウンターパートである工業省に対し行った。我が国の提案は、主として戦略的に育成すべき業種(特定産業セクターの育成)、短期的に工業化を進めるうえで必要となる工業団地の整備の2点から構成されている。
- (5) 戦略的に育成すべき業種として、日本側より、繊維・縫製業、宝石業、金属加工業、食品加工業、ソフトウェア産業を提案したところ、これに加えて「ス」側より、電気機器組立業、鉱物資源活用型産業、ゴム加工業、プラスチック産業、軽加工業についても検討して欲しいとの要望があり、本件については、日本側提案業種、「ス」側提案業種を含め再度検討し、1~2ヶ月後に「ス」側に伝達することとした。
- (6) また、工業団地については、日本側より、アビスペーラ地区、マトゥーガマ地区を有望地域として提案したところ、「ス」側より、アビスペーラ地区、サブガスカンダ地区、シリガムボラ地区、マティンワッタ地区の4ヶ所の候補が提示され、工業省が決定し、日本側に連絡するとのことであった。
- (7) 今回の調査の概要は以上であるが、「ス」側の工業化への熱意ともあいまって、両プロジェクトは、スリランカの工業化のために重要なプロジェクトとなるであろう。

II. 調査結果

1. スリ・ランカの経済概要

(1) スリ・ランカの概要

1948年に英国より独立以来、政権の交代が全て選挙で行われている民主主義国家。民族構成は、シンハラ人74%、タミル人18%、その他7%であり、シンハラ・タミル間の民族対立が内政上最大の問題である。

1990年3月24日、インド平和維持軍（IPKF）が完全撤退したが、北・東部では、同年6月に至り、タミル過激派「タミルイーラム解放の虎」（LTTE）が北・東部の警察署多数を占領し警察官多数を拉致したことに端を発し、LTTEと政府軍・警察の間で武力衝突が再開した。現在も戦闘は続いており、IPKF駐留前の治安状況に逆戻りする可能性が懸念されている。

	1988年	1989年	1990年
人口（千人）	16,586	16,806	16,993
G. N. P.（百万\$）	6,232	6,169	7,103
一人当たりG. N. P.（\$）	375	369	418

（出所：スリ・ランカ中央銀行年次報告）

(2) スリ・ランカ経済

主要産業は農林水産業であり、GDPの約1/4、就業人口の約半分を占めている。

GDPの成長率は、88年の2.7%から89年には2.3%へと低下した。その理由として、主要農産物の生産量が、上半期の早魃の影響を受けて減少したこと及び反政府活動の激化により、経済活動が麻痺したことが上げられる。また、財政赤字の増大、輸出の伸び悩み、観光客の減少、海外からの投資減少、インフレを引き起こした。これに対し、政府はIMF/世銀の構造調整計画を受け入れ、為替政策等の面で輸出振興を図るとともに、公共部門の効率化、歳出の抑制を行い、財政の建て直しに取り組んでいる。しかし、89年以降、治安情勢に好転が見られまた農業部門も順調であったことから、90年に入ってから8月以降の湾岸危機の影響を受けながらも、経済は回復に向かい、90年のGDP成長率は前年の2.3%から6.2%へと上昇し、経済は回復基調にある。

現政府は、ジャナサヴィヤ（貧困撲滅計画）を政策の中核としているが、今後は、IMF世銀の協力を得て取り組んでいる経済構造調整計画とジャナサヴィヤ計画との関係を、どのように調整していくのかが大きな問題となっている。

89年12月17日、政府は（イ）輸入代替産業から輸出型産業への構造転換、（ロ）雇用

及び所得機会の創出、(ハ)経済の多様化と国際収支の改善、(ニ)所得・富の均等配分の確保を目標とした新工業化戦略を発表した。また、投資・輸出促進のための資源配分、外国・国内投資の奨励、国営企業の改革、競争環境の促進、大規模・小規模産業間のリンケージの確立、研究・訓練・市場開拓の促進及び投資・生産・輸出の規制緩和を目的とする政策措置を含むものとなっている。

*ジャナサヴィア計画

ブレマダーサ大統領が、大統領選挙の際に、公約として掲げた「貧困撲滅計画」で、現政府の政策の中核をなしている。(89年度歳出予算の10%、90年度歳出予算の4.9%を計上)

具体的には、最貧困層(一家族の月収が700ルピー以下の者。約190万世帯、950万人)に対し、24ヶ月にわたり、毎月2,500ルピーを支給し、その半分を食料品の調達にあて、残り半分を強制的に積み立てることによって、貧困家庭の生活水準の向上を図ろうとするものである。

2. 農業及び鉱工業部門の動向

- (1) スリ・ランカの90年の農業部門の成長率は、好天候と治安情勢の安定化に支えられ、対前年比8.8%の顕著な伸びを示した。

特に紅茶生産は過去最高のレベルを記録し、前年比13%増を示した。また米作も対前年比23%増と急増した。ゴム及びココナッツについては、各々対前年比3%増及び2%増にとどまった。

- (2) 90年の工業生産額は、過去最高の対前年比14%の伸びを示した。

このような伸びを示したのは、前年に続く民間部門の成長とともに前年不調であった公共部門が好調であったことによると考えられる(それぞれ対前年比14%増)。特に、化学・石油製品の分野は37%、金属製品24%、組み立て金属製品12%、繊維・衣料・皮革品の分野は13%、食料・飲料・タバコの分野は7%と顕著な伸びを示した。

スリ・ランカでは、中小企業が製造業全体の20%のシェアを占めており、中小企業を強化・拡充することが、今後の工業開発の鍵をにぎるものと思われる。

- (3) 90年の輸出は、79,481百万ルピーと予想を上回る20%の伸びを示した。主要輸出品目の中では、特に紅茶が対前年比23%増と顕著な伸びを示している。

90年の輸入は、107,729百万ルピー前年比14%の伸びであった。

右増加は主に小麦粉・自動車等の消費財、石油・肥料等の中間財、輸送機械等の投資財の輸入増によるものである。

- (4) スリ・ランカにおける外国投資認可期間は、従来、投資促進地区(I P Z)の投資案件

を管理・運営する大コロombo経済委員会（GCEC）と、それ以外の投資案件を担当する外国投資諮問委員会（FIAC）の2つに別れていたが、89年12月に実質的にGCECに統合された。

スリ・ランカは、外貨導入政策を最優先政策と位置付けており、コロombo近郊に2ヶ所のIPZ（カトナヤケ及びビヤガマ）を設置し、各種税金、投資比率等の優遇措置により、積極的に外国企業の誘致を進めてきている。

外国投資優遇措置の主要な点は、以下のとおりである。

- ① 外国投資家の持ち株率は、IPZ内については100%、IPZ外についてはケース・バイ・ケースで認められる。
- ② タックス・ホリデーは、IPZ内では最長15年、IPZ外の輸出志向産業については原則5年。
- ③ IPZ内及びIPZ外の輸出志向型産業は、資材、機械、原料については輸入税の免除措置を受けられる。
- ④ 配当金の送金、借入金返済とその金利の支払いは原則自由。
- ⑤ 会社の転売や清算による債務完済後の清算金の送金は自由。

中央銀行年次報告の統計によれば、90年の旧GCEC関連の投資許可件数は30件で、投資総額は2,075百万ルピーと、旧FIAC関連の投資許可件数は、47件で、投資総額は1,089百万ルピーとなっている。

なお、スリ・ランカ政府は、スリ・ランカ南端のゴール港に隣接するコガラ地域に、新たにIPZを計画中である。

2. スリランカ工業化戦略

1.1 スリランカ民主社会主義共和国における今後の工業化政策は、1988年10月に同国の大統領が発表した『国民への投資実施宣言 - 新しい展望、新しい政策』の中に述べられており、その内容は下の通りである。

『我々は今後6年間に新興工業国の地位に到達することを目標に真剣に努力するつもりである。これは小企業から大企業に至るまですべての産業にとっての大きな挑戦である。スリランカの産業はいくつかの段階を経て発展しなければならない。今まで、より小さな存在である底辺層は無視され必要な援助を与えられなかった。我々は数千にも及ぶ小企業の急速な発展のため、主要な触媒作用としての役割をもつ民間企業部門の活性化を推進するつもりである。』

全国レベルで工業開発を推進する政策が実施されることになろう。農業と都市それぞれの基盤を中心に、大企業を媒介とした援助によって家族的規模の製造業者に連結された公私両面における第2次、第3次産業が発展するであろう。我々の目標は輸出促進と輸入品に匹敵する代替品開発のふたつがひと組となっている。国立銀行の機能状況と輸出再強化の問題点を総点検すると共に、関税制度の合理化を促進しつつ、特に中小企業部門における労働集約的な有力輸入代替品の開発を中心とした製造部門を強化する産業改革のプログラムを導入する。』

1.2 農業、灌漑、エネルギー、住居、交通部門への相当額の投資にもかかわらず、スリランカにおける一人当たりの年平均所得は12,000ルピー/360USD(1988年)である。失業率は高く、経済開発のもたらす利潤は全国に行きわたっているとは思われない。スリランカでの国内生産による製品市場占有率は12%から15%までという経済停滞が続いている。

1.3 40年前、スリランカよりも低い生活水準に甘んじていた東南アジア諸国のいくつかは工業化と輸出増加を強化し、比較的自由に輸出指向経済政策を採用することにより、現在はスリランカを追い越している。主にこの期間、スリランカは強力な保護と広範囲にわたる統制という管理体制の下、外国製品に代わるものの生産を進め内需拡大の経済政策を採用してきたのである。

この政策は経済の停滞をもたらしたので、1977年から経済の自由化をすすめた。過去10年間、スリランカは輸出主導型経済の基盤となるべきインフラストラクチャーの構築を推進しつつ、農業とエネルギー面での国内自立力に力を注いできたのである。

ここ数年成長してきた産業は単純加工生産工程の産業分野に限定されていたので、今後この国における急速な輸出主導産業を促進するためには、魅力ある景気刺激策を実施するのが良いと思われる。

1.4 スリランカは現在、自由経済政策と輸出主導型産業戦略を基盤とした、急速な経済発展の道を歩む可能性を持っている。この政策の実施のみが、国内市場の労働力吸収能力の限界を克服し、生産性の高いにもかかわらず、実質的に失業状態にある労働力を最大限に利用することを可能にするのである。1983年以降様々な困難な状況はあるものの、工業生産における成長率が1970年代の年4%から80年の8%という2倍の伸びをしているということと、1988年のスリランカの総輸出額の約半分が工業製品によるものであるという事実は工業部門におけるこれからの成長の可能性を裏付けるものである。

1.5 現在の工業化戦略の目標は下の通りである。

- (a) 国内市場を主として指向する産業を輸出指向産業に切り替える。
- (b) 人口の増加に対し、より多くの職場と収入の機会を提供する。
- (c) 経済に多様性を持たせ、資金格差をなくし、そして――
- (d) 国民生活の質を改善するため、収入と富のより公平な分配を実現する。

1.6 工業化のための戦略は下の通りである。

- (a) 経済を安定させ、インフレを抑制し、生産的な経済活動を促進するため、慎重なマクロ経済政策を採用する。
- (b) 総体的な経済刺激が不十分と思われるところに対し、投資と輸出のための特別奨励政策を認める。
- (c) 国内、国外の貯蓄をより大きく運用する。
- (d) 資本流入を増やし、最新技術を修得し、市場拡大を達成するために海外からの投資を奨励する。
- (e) 公共部門と民間部門の間の所有権の中立的立場を確立し(重複させない)、商業化、大衆化、外注を増加させる経営によって公共事業の改革を行う。
- (f) 特別な経済刺激政策を取り入れ、既存の産業に国際競争力をつけさせることにより輸出指向産業を奨励する。各産業の間に輸入代替型と輸出主導型の間の完全なバランスをよくする。
- (g) 輸出と小企業活動を促進し、発展のもたらす利潤が国民の間により多く分配されるようにするため大企業投資家と小規模生産者の間の関連を強化する。
- (h) 研究活動と人材の教育訓練にさらに力を注ぎ、労働生産性を高め、そして――
- (i) 企業化にとって必要とされる輸入認証、許可書のような行政上の通関手続きを排除し、行政上の障害を取り除く。出来るだけ自動的に認可、刺激政策が作動するようにする。

2.0 投資促進

2.1 投資促進は、国内および外国投資に向けてなされる。外国投資は、資本を呼び込む一方で、技術と流通市場獲得の機能を持つ。また、外国投資は、既存の産業の拡大と、再構成のために役立つ。外国人に譲渡される証券、株式に関しては、100%の課税は、完全に廃止されている。

2.2 ほとんどの国々の場合と同様に、積極的に投資を促進する地域においては、外国投資の促進事業と許可は、コロンボ経済委員会 (G. C. E. C.) という「一時停止所」として機能する機関によって操作される。ここでは指導要綱により自動的に承認するよう可能な限り公式化される。大多数の外国投資と所有権は、発展していると認められない地域において許可される。認可承認のためのすべての手続きは、申請の受領後一か月になされる。また会社の登記係は会社の登記を一か月以内に済ませなければならない。

2.3 商業促進センターは投資家に利益をもたらし、投資計画を促進させるために、海外に設立される。

2.4 アメリカ海外民間投資会社 (O. P. I. C.)、国際協力事業団 (J. I. C. A.)、世界銀行グループの国際財政会社 (I. F. C.)、アジア財政投資会社 (A. F. I. C.) といった海外の組織と密接な連携がなされる。

それらの組織による協力を得たり、コロンボ経済委員会 (G. C. E. C.) と密接に仕事をするために必要な手続きを取ることができる。スリランカと投資家の国々の間に、商業協力委員会が設立される。それを活用することにより、カナダやヨーロッパ経済共同体 (E. E. C.) の国々は、投資保証体制を得ることができる。

2.5 自由貿易地域におけるすべての投資は、憲法により保護される。スリランカは多国間投資保障機構 (M. I. G. A.) に属しすべての外国投資はよく保護される。同様に政府は、国内の個人工場や産業を取り上げることができないという政策に忠実である。

3.0 投資資金調達

3.1 いかなる個人であっても、100%の株主所有権の手元資金を確保することは困難である。一方で、運用資金は開発銀行や普通銀行で比較的高い利息で現在利用することができる。この状況を緩和するために、中央銀行は開発銀行と普通銀行に、投資家が資本金を比較的妥当な支払い利息で得られるように資金補充をする。

3.2 これらのことにもかかわらず、低い収入、株式市場の停滞、機関投資家の不足により資本の欠乏がおこる。しかしながら、地方および外国投資資本を強化する新しい財政機関の設立および手段がとられる。それは —

(a) ベンチャーキャピタル

外国および国内ベンチャーキャピタルは奨励されている。スリランカの普通および開発銀行は、ルビー建てによる会社をベンチャーキャピタルと設立する。(危険投資

を受け持つ)。

(b) 機関投資家

従業員準備基金 (E.P.F.)、従業員運用基金 (E.T.F.)、保険会社、他の同様の団体は、投資会社にその資金の一部を投資することが奨励されている。国際財政組合 (I.F.C.)、アジア開発銀行 (A.D.B.)、合衆国援助といった外国の銀行と団体は、主要な資本をこれらの会社に投入するようになる。スリランカにおける商業銀行は、その業務を産業の分野に拡大することが奨励されている。

(c) ユニット投資信託

スリランカ国内に系列会社をもつ普通銀行は、有価証券の専門家と協力して、ユニット投資信託やオープン投資信託を設けることが奨励されている。ユニット型投資信託およびオープン型投資信託は、投資家に株式市場と専門的投資への道をひらく一つの方法である。ここでふたたび、従業員準備基金 (E.P.F.)、従業員信用基金 (E.T.F.)、保険会社、国際財政組合 (I.F.C.)、アジア開発銀行 (A.D.B.)、合衆国援助は、ユニット投資信託およびオープン投資信託に投資することが奨励されている。

(d) 優先公債証券

公共企業は、1990年1月1日より1992年6月30日までの期間に優先公債証券を発行することができる。それらは、銀行や他の金融機関により発行された預金証券と同様に扱われる。これらの証券は、普通銀行を通じて扱われる。この投資の機密性は法律により保護される。

(e) 資本開発投資会社 (C.D.I.C.)

資本開発投資会社は、資本運用基金同様、期間貸付け期間貸付け低利率で外国および国内資本が長期投資できるよう機関として使用される。その所有権についての過半数と管理は、この会社が民間部門によって計画された運用計画がよく知られている A.D.B.、I.F.C.、A.F.I.C. のような外国資本にとって魅力となるように民間に任されている。

3.3 スリランカにおける中小企業は、広範囲な産業発展を実現するのに必要な成長率にまだ達していない。それは資本運用基金が生み出されるような、有効な媒介が存在しないことに起因する。広く国家に行き渡る貯蓄を必要としそのような資金を産業発展に向けた金融構造が整っていない。国家財政は十分に企業家を援助せず、株式証券投資をサポートするわけでもない。必要な安全保障も不十分である。

このようなことから以下のことを考慮することが必要だと思われる

(a) 安全保証理事会とコロンボ証券取引所が行政を連携しておこない、健全な株式資本市場を形成するようにし、

(b) 既存の税制を改正し、もっと多くの会社が公共の幅広い所有権を獲得できるように、

- (i) 印紙税を減らし、新株式発行のコストを減らす。
- (ii) 公共企業と民間企業との税率の相違を現行10%より20%とする。
- (iii) 株式売却税及び印紙税の全廃により、公共企業の株式/証券の販売及び名義書き換え料を削減する。
- (iv) スケールの大きな株式資本市場が形成されるまで、公共企業に課される財産税を廃止する。安全保証上の市場価値の富裕税を除去し、
- (v) 配当支払いに関する源泉税を廃止し、公開株式に対する投資配当を増加する。

以上の事柄が実行されるなら、証券取引所における活発な取引を促し、資本運用資金の呼び水となるであろう。すぐには国家歳入の利益とにならないが、将来における確かな税制の基盤を築くであろう。

4.0 投資奨励

4.1 今日の政治的及び経済的情况の下では、新たに投資するとき、初期の段階で特別な奨励(インセンティブ)を与えることが必要不可欠である。そうすることで国内産業が直面している不利な点をカバーできますし、経済の流れを累積的な投資へと進め、経済成長を促進することができる。その理由の通りである。

- (a) 現在の全般的な経済環境を改善し、地元及び海外の投資家の信頼を回復させる。
- (b) マクロ経済及び構造改革を実行することにより十分な市場奨励策を復活させるのに必要な時間をとる。
- (c) 国内産業が変わりつつある市場状況に素早く対応できるような構造改革及びその近代化を奨励する。
- (d) 国際的な競争力をつけられるよう輸出の質的、量的な改善を促進する。
- (e) 成功の可能性を見極めるのに、大変時間のかかる革新的かつ先駆的な性質のリスクの高い大規模な投資を奨励する。
- (f) 新規金融機関及び新たな投資機関を援助し、資本市場の開発を奨励することでより大きな国内及び国外での資本移動を促進する。
- (g) 高い失業率の状況下で雇用及び職業訓練を促進する
- (h) 輸出市場で他の国で行われている奨励税控除及び減免に対抗する。

国内産業が直面している滞納状態が投資の障壁になっている。これは優遇税処理を含む明らかに目標達成可能な会計年度の奨励税控除で十分相殺される。免税期間、投資の減免及び控除は国内投資家がよく理解しているものなので、税制手段としてこれを提出する。経済安定政策及び構造上の変化により短期間、適切な市場奨励控除税を復活させることができると思われるので、会計年度の奨励税控除を1990年の1月1日から2年半の間につくられる製品及び生産過程における投資に限定することを提案する。

4.2 投資の奨励

工業省が定めたベンチャーキャピタル、ユニット信託／相互基金、パイオニア事業及び同省が認可した特定企業の事業拡張においては、1990年1月から1992年6月30日の間次のものを受けることができる。

- (a) 現行の投資減免計画はこのまま存続する。
- (b) 1990年1月1日の時点で税務当局に申告した、現在の資産を売却して得た収益は、全額が特定企業（拡張事業を含む）、ベンチャーキャピタル、ユニット信託／相互基金に投資されれば、税の免除が受けられる。投資家は二者択一で収益税控除を受けられるが、その場合、その投資家は査定収入の33.3%を最高限度額とした査定収入からの上記売却収益を越えた投資にたいしては投資減免は受けられない。
- (c) ベンチャーキャピタル、ユニット信託／相互基金会社の株式売却からの利益の課税免除

4.3 免税期間

1990年1月1日から1992年6月30日までの間に第一回の投資が行われた場合、次の部門にはいるものは5年間の免税／税控除を受けることができる。

- (a) パイオニア的企業で工業省が認めた製品、製造に関する新規プロジェクト。
これには、ベンチャーキャピタル、ユニット信託／相互基金会社、生産過程で研修を実施している企業、ソフトウェアや工業デザインを含むコンピューター関連の開発をしている会社、特定の雇用奨励企業がある。
- (b) 雇用奨励や／あるいは輸出関連プロジェクト用に工業の基礎施設を提案する企業。
- (c) 生命保険業、海運業および航空機産業、損害保険業、ローンシンジケート、国際コンサルタント業などの海外業務
- (d) 工業省が認可した設備、機械を追加設置して現在の企業が生産拡張を行って得た収益

4.4 市場促進の奨励税控除

- (a) 国内価格が国内価格の合計の40%、国内人件費が80%を越える新たに開始する輸出事業促進のために、下記の品目に関しては、5年間通常の2倍の法定所得控除が受けられる。
 - (i) 海外の見本市や展示会に参加する
 - (ii) 海外駐在事務所にかかる費用
 - (iii) 海外の出版物に出す広告費
 - (iv) カタログやパンフレットなどの宣伝用の出版物
 - (v) 海外市場開発にかかるその他の費用
- (b) 広告代理店への支払いのような全国的なメディアを使った宣伝にかかった費用や広告掲示板の使用料は法定所得から全額控除が受けられるが、おみやげ品の宣伝費のみ

査定収入に達したとき全額控除の対象となる。

4.5 研究開発

(a) 生産過程の質や製品の品質を向上させるために次の奨励税控除がうけられる。

- (i) 研究開発や研修にかかる費用の二倍控除
- (ii) 10年間の収入、生産許可を得るために支払われた費用の税免除
- (iii) 研究開発に使用される建築物の工業用建築物引き当て金

(b) 工業関連企業にも次の奨励策がとられる。

- (i) 製品開発のための研究開発助成金
- (ii) 中小企業の質的向上をはかるための技術援助計画
- (iii) 小企業の事業拡張、質的向上を援助するための小企業融資計画
- (iv) 海外での製品開発および市場開発にかかるとある当初費用を負担する市場開発援助計画

4.6 再融資計画

(a) 企業家や輸出商社を援助するために現在のバッククレジット再融資計画を再現する。中央銀行の公定歩合の穴埋めを適切に行うよう商業銀行と開発銀行に指示する。

(b) 新規企業の製品や新規事業拡張の製品へのバッククレジットには最初の3年間「部門2」における、再融資の資格がつく。これは形成期の5年間、人材育成、廃棄物処理を含むような新しい業務をつくっていくことを目的としている。「部門1」の昔からある輸出の場合、再融資(バッククレジット)は輸出価格の50%に制限する。

(c) 形成期に減免を施すために、特定工業品は、「部門2」の場合150日間「部門1」の場合120日間の再融資対象製品とする。

(d) 直接投資および特定企業/プロジェクトにおける定額配当を生む償還優先株式への投資を目的として、中期、長期の減免付融資を中小銀行が行う。工業省が再生、再構築の必要があると考えている低収益企業基生のための投資にも同じようにこの融資を行っていく。

5.0 関税保護

5.1 操業開始間もない企業をスリランカ政府が保護することは周知のとおりである。

スリランカでは新規企業が一本立ちするために保護関税を行うことが必要とされている。したがって、保護関税は操業期に限ったものとして、その期間は、関税を漸次に減らしていき、徐々に創業期企業が国際競争の場に進出していくことができるようにする。関税は歳入対策としては行わない。

5.2 関税の合理化が必然となり、この目的での研究が行われてきた。現在の19の関税義務を合理化して4つに減らす。提案された税率は次のとおりである。

- (a) 原料および商品 5%
- (b) 半完成品目を含む中間品 15%

- (c) 製造過程で必要な化学製品およびその混合製品 35%
- (d) 完成品 50%

上の4義務を2年間行い、その後はさらに検討を行う。動きとしては、最高関税を漸次減らし、行く方向にある。

- 5.3 戦略品目以外の認可規制のような非関税対策を取り除く。製造過程で使う特定原料にはなお認可規制を行うがさらに規制をゆるめていくためにこの見直しを行って行く。
- 5.4 関税機構による国内産業の保護が、非現実的価格で輸入された準基準品によって行えなくなることがある。国内製品に適用されているスリランカの基準を輸入品にも適用していく。
- 5.5 価格を下げたダンピング商品は国内産業に影響を与える。これを目的にした反ダンピング法を実施する。
- 5.6 現実的な価格は、価格規制に訴える代わりに競争力のある、生産や市場拡張によって維持する。最終的価格は品質及び市場対抗力をもつ価格がゆるされる。
- 6.0 市場開拓と輸出振興
- 6.1 半外国資本の国内市場から大規模で競争力のある国際市場へ移行し、市場に持ち場を築くよう各企業を奨励する。
- 6.2 上記のことを達成するには包括的市場情報基盤をつくる必要がある。ジュネーブの国際貿易センター(I. T. C.)の援助を得てE. D. B. による国際市場情報の包括的なデータバンクを実際につくる。各企業にもデータ本部をつくることを奨励し、当然情報交換のためにE. D. B. とつながりを保って行く。比較に基づいた企業の事業内容に関する国内市場データ本部も編成する。
- 6.3 公企業には企業の市場組織をもつよりも既存の商業ルートを使うことを奨励する。
- 6.4 スリランカの輸出業者には付加価値のついた自社製品を開発するよう奨励する。主に、こうしたブランド商品市場の機会は、市場拡張を研究したり、スリランカの製品がはり合える適切な市場を探し出すことによって得られる。
- 6.5 日本や韓国といった国に輸出商社を設立するよう特に奨励する。この輸出商社から援助を得て、小企業は商社の商標で輸出することのできる輸出製品を生産する。
- 6.6 工業やG. C. E. C. , E. D. Bはお互い協力し合って、適切な調整機関によって工業製品の輸出促進を行う(13.1参照)
- 7.0 人材開発と育成
- 7.1 一般的な教養があり、健康で育成可能な人材が十分いる間は、外に目を向けている成長産業が必要としている特定技術や専門分野を開発する必要がある。思案されている開発事業には次のようなものがある。
 - (a) カトナヤケの技術者養成所、ラトマラナの組織研修、サービスセンター、指導者養

成所の格上げ。およびその他の適切な機関も格上げをし、高度な研修所を提供する。

(b) 工業技術機関、工業情報技術機関および州レベルの技術機関の設立。

(c) 『スリランカにおける教育と訓練部門の研究』のA. D. B. 報告書にある技術教育に関する推薦事項を実施するために、職業及び第三期教育委員会を設置する。

7.2 事業経営の教育の必要が急務である。工務省によってビジネススクール設立の措置を取る。N. I. B. M. や公認会計士機関で得られる資金をプールしてこれを実施する。ビジネススクールを著名な外国の事業経営機関と提携させる措置も取る。

7.3 企業側も初歩レベルの研修所を提供するという大きな役割を担わなければならない。このような研修計画を実施する企業に対しては奨励税免除が行われる。〔4.5 (a) (i) 参照〕。

7.4 先進国の最近の技術や経営のノウハウを知るために国際投資サービス会社(I. E. S. C.)のような無報酬の組織も大いに活用する。新人教育を行う企業の活用可能な研修施設については、企業側にこのような研修生を雇い入れる義務を課すことなく最大限に活用する。

8.0 労働市場と産業との関係

8.1 雇用の終了、企業内紛争、休暇、退職手当、給与、企業内の安全性などに関する労働規則を拡張すると混乱やあいまいさが生じる。雇用主と被雇用者がお互いの権利や義務をよりよく知ることができるように、この労働規則を成文化するように提案する。

8.2 現在存続している労働規則は既に雇用されている者に有利になっており、それが新規雇用を阻害している。さらに、最低賃金を定め単純労働者の賃金を上げていくという現行の制度は技術をもった労働者には不公平である。単純労働者と技術労働者の賃金格差は十分ではない。こうした状況を改め技術労働者の地位をさらに魅力あるものにする。

8.3 内容が不明のため被雇用者と雇用主双方をいらだたせる質疑応答が長びくため、1971年の労働者(特別規約)法にある雇用の終了の条項を廃止する。企業争議法により限られた時間の枠内で質疑応答をはかどらせる方策を取る。

8.4 企業が柔軟な勤務日をもつために1978の燃料管理法を廃止する。

8.5 労働日数を増やすために、スリランカのカレンダーの休日と労働休日を見直す研究を行う。休日改善に対して適切な補償措置を講ずる。

8.6 総生産収益に関する限り、報奨金支払いや収益金配当計画といった柔軟な要素を強める。というのは業務成績と収益性の兼合いで賃金と収益を調整できるからである。

9.0 工業技術

9.1 工業における競争力のある環境の促進に伴って、工業技術に対する要請が増えている。政府としては、スリランカの比較的な有利さを高めていく新しい工業技術を諸産業が理解し、習得、吸収できる援助を行うことにより、関連工業技術の橋渡しとしての役割を

- 担う。
- 9.2 工業技術を高めるための政策は、一般に、国際工業技術管理、経理会社の「基礎技術を築く：スリランカの工業技術開発のための推薦活動計画」（1988年9月）が報告の中で推薦している方針にそって打ち出され実施される。
 - 9.3 国内の産業の技術の談合及び習得の援助をするために効果のある技術情報の基盤が築き上げられる。
 - 9.4 研究開発（R & D）促進のためにあらゆる奨励が実施され、R & D機関と企業のより緊密な関係が促進される。
 - 9.5 産業開発省（I. D. B）とR & D機関は小企業に技術的援助を先導的役割をもつことが求められる。
 - 9.6 鉱物や鉱山業および国内原料を利用している産業に対して外国からの投資を導入という提案は、こうした産業の開発や産業に関するノウハウを広げるために奨励される。
 - 10.0 産業構造基盤の開発および機能
 - 10.1 現在の物理的な構造基盤、施設機関の欠点は企業に競争率をつけさせそれにより急速な工業開発促進するために矯正される。
 - 10.2 急速な工業開発に関するあらゆる要因を最大限に調整できるように『産業サービスセンター』が、必要時に応じて施設を提供し有望な投資家に援助をあたえるため設立される。
 - 10.3 工業開発のために物理的な構造基盤用施設を提供するよう会社や個人に奨励する。このような開発協力者は、パラグラフ4.3で指定したさまざまな減免奨励税を受けることができる。投資家が見越し計画できるよう早期に新しい推薦工業開発地域および開発地帯をみつける。
 - 10.4 急速な輸出関連の工業開発のために適切かつ経済的な貨物輸送施設が必要である。海上輸送を頻繁にし、かつ輸送時間を短縮するために、ピストン輸送を行っている。貨物輸送船長は、重要航海ルートを通してコロンボを航海することがゆるされる。他方、他の航海ルートは期限付一定期間セイロン郵船会社用にあげておく。中央貨物輸送局の役割は段階的に削られる。
 - 10.5 コロンボ港の施設をさらに大きく改善していく一方で、貨物輸送港としてのガレ及びトリンコマレーの港の開発の研究をすすめる
 - 10.6 エアランカ航空会社は自身によるか他の航空会社と協力して航空貨物輸送サービスを拡張することが要請される。その間、他の航空会社も航空貨物サービスを行うことが許される。
 - 10.7 最終的にコロンボを効率的な海上／航空の中心地として発展させるための方策が実施される。コロンボの戦略的位置づけからこの発展は可能である。このため、コロンボが

らの敏速かつ頻繁な海上／航空輸送サービスの運行が必要となる。また、ヨーロッパ、アメリカ、カナダなどへの十分な航空輸送空間を確保する必要がある。さらに、敏速な海上／航空輸送への移行のため、書類関係の効率を高める必要がある。

11.0 産業再編成

11.1 企業は柔軟性をもち、採算の上がらない生産方針を認識しそれを段階的に削除することによって、定期的な再構築に力を傾けるべきである。国際的な競争力をもつようになるための国内市場向企業の再構築には、現在行っている業務と最終的に達成すべきものとの間のギャップをうめる計画が必要である。このため結果的にスリランカが比較的有利性をもつ製品や生産過程を新たにめざす工場を作ることになる。

11.2 活発な市場競争の新しい政策環境に適応するための国内市場向けの現在の工業用工場を援助するために民間企業による再構築計画が実施される。工場が国際市場で競争力をもつことができるように経済的、技術的援助を行う。

11.3 工業の再構築の必要を満足させるために現在の金融機関が援助することが求められている。しかしながら、現在の機関がこれを行えない場合、全ての銀行ができるだけ参加した形での新しい機関の設立が考慮される。その場合、世界銀行や A. D. B. に援助をもとめる。

11.4 いかなる再構築計画にも質的な経営の改善が必要である。現在の上級および中級管理職の専門的力を高めるための方策を取る。その方策とは次のようなものである。

(a) 国家事業経営機関 (N. I. B. M.) による現職の経営者のための短期経営改善コースを組織する。

(b) N. I. B. M. のもとで生産性改善センターを設立する。

11.5 経営工学修士課程の収容人数を増やすよう大学側に要請する。スリランカビジネス開発センター (S. L. B. D. C.) は州内の経営コースを運営し、また州議会が州の産業サービスセンターを設立するための援助を行う。

12.0 公共製造企業

12.1 すべての公共製造会社は除々に事業を展開し従業員も雇用していく。ただし、公的所有の断続を必要とする難しい社会的な考慮を必要とする場合はこれをお行なわない。

12.2 大衆化戦略のために選ばれた企業は、会社法にもとづいて公共株式企業に移行させることによって、すぐに事業を行う。人集めの次の段階は次の事項よりなる。

(a) 従業員確保のため、社員に株式を発行する。

(b) 一般人に株式を発行し株主の層を広げる。

(c) 質向上のため事業拡張や技術に対して必要な資本をもたらす国内外の関係者に株式を発行する。

(d) いくつかの小規模企業や競争の激しい入札をすることによって、単独会社として最

もよく運営されている企業を研究する。現在大衆化委員会が以上の運営の責任者である。一方事業を開始したベンチャー企業の株式は財務長官が所有している。事業を始めた企業の業務を監視するために政府は、最近財務省のもとで公共投資管理委員会（P. I. M. B.）を任命した。事業化から大衆化への移行が支障なく行えるように、この二つの組織の機能を統合することが必要である。

12.3 事業を始めた公共事業や存続している公共製造企業は企業独自のより大きな決定権が与えられ、決定や結果的な活動に対して責任義務があるものとみなすすべての企業は企業計画をもっている。また効率を上げ業務を合理化するための活動計画を進めて行く。高い競争力や輸出を鼓舞するためにこうした企業を再建する。

12.4 こうした企業も他の民間企業との競争の中で運営される。政府と、公共企業との関係は、結果的に政府と民間企業との関係と同じである。経営者と政府の間の契約上の調整をする業務提携制度が導入される。

13.0 新産業構造へ

13.1 はっきりした工業計画はいくつかの省庁間にまたがる。このためハイレベルな政策決定での効果的な調整が必要である。この必要を満たすために公共および民間部門参加から成る非法人組織の工業化委員会を設立する。その組織は工業開発に付随する事柄を調整する責任をもち、新しい産業や構造基盤の準備を推進することによって産業基盤の強化に特に注意を払う。その組織は進行を遅らせる可能性のある章壁を越えることにより工業化の橋渡しとして機能する。その組織はこの文書で概略を述べた計画を実行する運営方針を決めることにおいて関係省に助言する。

13.2 この業務を容易にするために科学技術、人間資源開発、国際貿易および投資、中小企業開発、製品の市場調査、資本/株式市場開発などの重要な部門における問題を分析し改善策を提案する専門委員会や関係団体を委員会が任命する。

3. プロジェクトの概要

(1) 特定産業セクターの振興

① スリランカにおける特定産業セクター振興のための戦略的育成産業の選定にあたっては、90年度に通産省が、「スリランカ工業開発のための総合開発計画」をテーマに、(財)国際開発センターに調査を委託、同調査結果を中心に日本側提案業種として下記の5業種を選定し、今回調査団が、工業省などスリランカ政府関係当局にこれを提示した。提案業種は次の5業種である。

- (a) 繊維・縫製業
- (b) 宝石業
- (c) 金属加工業
- (d) 食品加工業
- (e) コンピュータソフトウェア産業

② これらの日本側提案業種に対して、工業省を中心としたスリランカ側は、そのすべてを対象として採り上げて欲しい意向を示すとともに、新たにオファーとして下記5業種を追加するよう提示し、さらに、産業全般にわたる中間管理者の育成、生産性向上にかかわる人材育成の要望がなされた。スリランカ側の追加提案業種を示すと下記の通りである。

- (a) 電気・電子機器組立業
- (b) プラスチック加工業
- (c) 軽エンジニアリング業
- (d) 鉱産物加工業
- (e) ゴム製品業

③ 以上の10業種について、双方は技術的評価を中心に討議を行った。しかし、①スリランカ側は日本側提案業種すべてに採り上げについての強い関心を示したこと、②スリランカ側追加分と日本側提案業種との間に、業種上の整合性につき、検討すべき点が見出されることと(スリランカ側提案の①～③は日本側提案の金属加工業との関連が強い)、他の追加2業種についても新たに検討する必要性が生じたこと、③予算上の制約と、日本側提案業種そのものも、スリランカ側との協議やその他現地事情に照らし再見直し(絞り込み)の必要があること、④ジェトロA/C事業などその他日本側のODA事業との調整がなお必要といった理由により、日本側に持ち返り、さらに検討の上、ス側にその結果を伝え、業種選定の最終的決着を得ることとした。

④ 日本側提案5業種を選定するにあたっては、重点的に育成を図る戦略的業種であることを大前提に、次のような基準を設定し検討した。

- (a) スリランカの最大の比較優位資源である良質安価な労働力を活用できること(労働

集約型業種)

- (b) 中長期的な観点から考え、スリランカの自立的工業化の基礎となり、外資系企業の経済的、技術的波及効果が期待でき、かつ、発展が見込まれる業種であること(戦略的業種)。
 - (c) 国際競争力の観点から、スリランカの有する農産物、鉱産物等の地場資源を活用し得る業種であること(地場資源活用型業種)。
 - (d) 輸出産業としてその経済規模を追求し得る業種であること。
 - (e) 工業省、GCEC、EDBなど政策当局が現在支援、育成、あるいは投資勧奨を行っている業種であること(政策的要請の重視)。
- ⑤ 次いで、日本側提案5業種についての技術的評価と今回の双方の討議の内容などにつき、順次記述する。

(a) 繊維・縫製業

イ. この部門の全工業部門に占める生産、輸出、付加価値のシェア(89年金額ベース)は順に36%、31%、24%(ただし、付加価値については87年)と大きく、さらにGCECの投資認可企業のシェアも企業数で33%、雇用者数で55%をしめ、そのウェイトは大きい。

ロ. 構造的には、下流部分である縫製業が大半を占め、染色、紡織、紡績などの中上流部分は著しく立ち遅れており、輸入依存度が高い。

ハ. 縫製品の輸出は、主に欧米、台湾、ソ連などに向けられている。製品はバイヤーのスペックによるものがほとんどを占めている。したがって、当分成長は見込まれるものの、高付加価値の観点から、将来当然重視されてくる中・高級品分野での成長は現状のままでは困難視される。

ニ. 縫製業を中心に繊維産業は雇用吸収力が大きく、同国労働力も同産業への適格性が高いなどの利点があるが、今後は未発達の上中流部門の育成、ファッション、デザインなどの高級ソフトの向上に努力する必要があると考えられる。川上部門の育成が必要との日本側提案にス国側も同意、また、日本などのノンクォータ市場(高級品市場)への参入をターゲットとする旨のス国側の説明があったが、これは前記の趣旨に沿うものである。

(b) 宝石加工業

イ. 現在、スリランカの宝石加工は、輸入ダイヤモンドを中心にトパーズ、サファイアなどの国産の各種宝石貴石を材料として行われている。比較的規模の大きい加工業者はEPZ内で操業、小規模零細企業はコロombo市内や南部のゴール周辺に存在している。

ロ. 宝石輸出は、例年全輸出の4~5%を占め重要な産品であるが、ここ数年は頭打

ちの傾向にある。

ハ、バンダラナイケ時代の外資節約のためのダイヤモンドなど宝石の輸入制限が、その後の宝石加工業の不振の直接的原因となっているとみられ、例えば、スリランカの宝石カッティング技能者は1万～3万人、これに対しタイは60万人と推定されるなど、大きく遅れをとっている。加えて、スリランカの原石は相対的に低質で、またデザイン力や熱処理加工技術に劣るといわれる。

ニ、宝石加工業は、雇用の増大に資すること、大きな資本を要しないので参入も比較的容易などの点から、双方共その育成の必要性について認め、さらに、スリランカ側は、加工アクセサリ産業も、これに含めて欲しい意向を示した。

(c) 金属加工業

イ、鑄造・鍛造、プレス、板金、溶接、メッキなどの広範な分野に亘る金属加工業は工業化の基礎を成すものであり、将来のスリランカの工業基盤強化を考えると育成が不可欠な業種である。金属加工業はさほど大きな資本を必要としない労働集約型産業であり、中規模業者が多い。しかし、技術的な要求度が高く、技術移転の困難な業種である。

ロ、一方、日本の機械・電気などのリンケージ型産業を支えている金属加工産業は現在、労働者不足によりその生産拠点を海外へシフトし始めている。特に自動化が困難な労働集約的部門は若年労働者すなわち後継者の極端な不足に直面している。

ハ、このような日本の現状を考えると、民間企業をベースとした投資環境は整っている面はあり、NIES・ASEAN諸国との関係には十分留意する必要があるものの、金属加工業は政府による戦略育成支援により将来の輸出産業となり得ると考えられる。

ニ、輸出産業としては現在全く未発達であるが、今後の工業化への基盤となる産業であり、アセアン諸国への輸出可能性もあり、日本側としては、関連する人材育成を含め、今後重点的に支援していきたい旨説明。スリランカ側としても全面的にその必要性を認め、工業大臣、政策計画次官からも同意の旨が表明された。

(d) 食品加工業

イ、加工原料である農・海産物は種類が豊富であり、現在、EDBが中心となって、一次産品、同加工品の双方を対象に輸出の促進に取り組んでいる。また、スリランカは地理的にも、日本などへの中継加工基地として大きな可能性を有している。しかし、輸出産業としての現状をみると、近年の成長率は低く、その主な理由としては、製品多様化と加工度に劣る点が指摘されている。

ロ、当業種は、一次産業部門である農・漁業の開発はもとより、物流システムの整備や、加工技術の一層のレベルアップに加え、とりわけ輸出市場における需要の多様

化、高度化に応えるためのマーケット情報の収集能力の向上といった総合的で戦略的な観点からの育成が不可欠な業種である。

ハ、スリランカ側としては、当業者の育成可能性は、一次産品の供給能力に大きくかかかっており、マハベリ開発省、農業省との協力が必要であるとの説明があった。また、ゴール港近接地での海産物加工センターの設置を検討したい旨の発言もあり、日本側としてはスリランカ側の要望を持ち帰り所管官庁に伝える旨を約した。

(e) コンピュータソフトウェア産業

イ、コンピュータライゼーションの著しい進展は、ソフトウェア産業への需要を激増させ、特に、日本など先進国においては、その供給能力にはなほだしい不足を来し、その解決のための主要な手段の一つとして、途上国のソフト産業に役割分担を求めはじめている。

ロ、スリランカは高学歴者の失業率が高く、社会不安の要因ともなっており、この層の雇用機会の増大が急務となっている。また、このような知的作業に適した高学歴に加え、労働力が良質であること、労働コストが安いこと、スリランカは世界的にも、一部通信手段の中継基地として重視されていることなど、いくつかの点で比較優位にある。

ハ、以上のような重要性から当業種についてスリランカ側に検討の必要性を説明。工業省からは、ソフトウェア産業そのものの育成は、第3国市場への参入が期待されるとの発言にとどまったが、衛星通信機能の向上と、ハイテクセンター構想実現の必要性が強調され、日本側からの協力が要望された。これに関連し、情報産業の専門家派遣要請が表明された。

⑥ スリランカ側（工業省）から、追加提案を受けた5業種については、今回訪問が、日本側提案業種を中心に協議を行ったことから、スリランカ側の説明が必ずしも十分ではなかったことと、手続上も日本側は一旦これを持ち帰って検討する必要があると判断。したがって、これら追加業種に関する詳しい技術的評価は全体としての対処方針を打ち出す際にあわせて行うこととされ、本項では同評価は概観するにとどめる。

(a) 電気・電子機器組立業

現在、GCECの認可企業として操業中（B P Z内外）の当業種関連企業数は5社、認可済みないしは工場建設中の企業が7社ほどあり、ラジオ、扇風機などの家電品や、オーディオ用磁気ヘッド、その他各種コンポーネントの組立てを行っている。

これらの認可企業の製品がほぼすべてとみられる輸出は、他の機械・器具とあわせても、全工業製品輸出額の2%強を占めるに過ぎない。

民族抗争などを理由に進出を見合わせ、認可をキャンセルされた企業も7社ほどあるが、このことは低廉で良質な労働力に期待する外資が少なくないことを示すもの

いえる。

(b) プラスチック加工業

スリランカ側の提案説明はほとんどなされなかったことや、データ不足から現状把握は困難である。金型に依存するところが大きなので、金属加工業との関連で検討されるべきものと考えられる。

(c) 軽エンジニアリング業

イ. 範囲の広い業種であるが、G C E Cの投資勧奨業種として今後その育成に力を入れたいとしている。具体的業種を挙げれば次の通りである。

TV・ラジオ部品、IC、トランスフォーマー、ネジ・ボルト、精密工業と金型、シートメタル製品、鉛バッテリー、ラボ用器具・装置、スチール製組立家具などの各製造業となっている。この他、今回スリランカ側は園芸用農機具、自転車組立て業などにも言及した。

ロ. これら業種は、一部を除き、まず、製造コスト面での有利さ、すなわち、設備コストが比較的小さい、レーバークストが安くて良質という点に着目し、かつ、技術的にもハイレベルでない、マスプロが利く、支援産業をそれほど必要としない、周辺L D C諸国や一部欧米諸国のマーケットも狙えるなど、いわゆるL D C生産向きの業種／製品である。

海外マーケティングに重点を置いたプレF/Sを実施し、業種の絞り込みに成功すれば育成の効果は大きいと考えられる。

(d) 鉱産物加工業

宝石・貴石以外のシリカクォーツ、イルメナイト、アパタイト、グラファイト、グラニットなどの付加価値向上による輸出の増加を狙いとしている。現在、これらは鉱石として輸出されており、同国としては精練加工などを加え、付加価値を高めて輸出したい意向である。主力輸出品のイルメナイト(酸化チタン鉱)の場合、ルータイルなどに精練し輸出した場合、付加価値は7倍ほどにアップするとしている。

鉱種は豊富であるが、なお賦存状況や埋蔵量などが不詳であるほか、他の国同様、鉱物資源およびその関連業種に特有の外資進出に対する規制が依然厳しい、といった(近く改善されるというが)問題がある。

(e) ゴム製品業

国産原料をフルに活用できるという最大のメリットがある。G C E Cはこの業種を前記の軽エンジニアリング製品製造業と並ぶ重要な工業と強調しており、また政策企画省の「Public Investment 90~94」でも、国の戦略的育成業種として特記している。G C E CとE D Bが挙げている主なゴム製品を示すと次の通りである。

シートラバー、各種クレープ類、各種床材と敷物、タイヤチューブ、園芸用ホース、

球技用ボール、キャスターホイール、手術用手袋、スレッド&コード、ラテックス製品、消しゴムなど。

ゴム製品については、外資の進出もあり輸出実績も大きく、技術的にも一応の水準にあると考えるが、製品の種類の増加と既存製品の品質向上のための技術移転、海外マーケティングについての支援、投資勧誘など総合的な援助を行うならば、輸出余力の開発可能性は高いものと考えられる。

- ⑦ 以上から、現時点で導き得る今後の対処方針としては下記によることとし、スリランカ側の了承取り付けに努める。

(a) 繊維・縫製業

縫製業については、技術指導や資本の積極的投下によって各国の援助や進出が盛んであり、輸出の実績もきわめて大きく、基本的にはこれからの開発有望業種とはいいい難くなっている。中・高級品分野のファッション、デザインの独自開発に難があるが、その点の支援は、コマーシャルベースで行える段階にあると考えられる。

しかし、川上部門の生産はほとんどなく、また、川中の織物については、会社による一部生産がなされているほかは、いわゆる農村工業の中心である hand loom による小規模生産がある程度で、援助が必要な業種といえるが、他業種などとの相対的な判断に拠れば、最優先業種とは必ずしもいえない。

(b) 宝石加工業

基本的には、縫製業と同様のことが指摘し得る。支援による付加価値アップによって輸出の増加は見込めるが、総じて民間ベースによる加工技術の導入によってこれは可能と考えられることと、援助を行ったとしてその波及効果は限定的であることなどの点から、政府レベルの支援にはなじまず、民間主導を進めるべきものである旨、スリランカ側にも伝えている。

(c) 金属加工業

金属加工については、現在スリランカ国内で有力な企業が少なく、技術レベルが総じて低いことから本調査により速効的な効果を期待することは困難であるが、リンクージ産業として将来は輸入代替に寄与することが可能なこと（現在スリランカの生産する基礎金属製品のうち約80%が輸入材料）やカトナヤケやビヤガマのEPZに対して金属部品の供給が可能になれば同国の輸出促進に貢献できることを考慮するとの長期的な観点から同業種の育成が必要であるため、本業種を最優先育成対象業種として彩り上げ、技術、経営、人材育成等の産業育成を含めた総合的観点から調査を実施する。

(d) 食品加工業

当業種の育成可能性は、一次産品の供給能力に大きくかかわっており、スリランカ

側としては、マハベリ開発省、農業省との協力が必要であること、他方、日本側としても、農水省などの調整が不可欠であることなど、他の候補業種とは時間的制約の面で、採り上げには若干の問題が生ずる。

(e) コンピューター・ソフトウェア産業

スリランカでもコンピュータライゼーションの著しい進展は必須であり、ソフトウェア産業の育成の重要性には疑問がないが、現状では、データエンタリー分野の市場規模が小さいこと、海外市場への参入はアセアン、インド等との意合が厳しいこと、使用言語の問題が大きいなどの点から、今回は除外することとするが、情報産業の専門家派遣、国内官庁プロジェクトのコンピュータ導入計画に対応した人材育成、ハイテクセンター構想、衛星通信機能の向上などのフェーズⅢの段階における支援可能性は検討する。

(f) スリランカ側提案 5 業種（電気・電子機器組立、プラスチック加工、軽エンジニアリング業、鉱産物加工、ゴム製品）

イ. 開発モデルとしての必要性がすでに薄れ、民間ベースの支援（投資・技術援助）によって立ち直りが可能と考えられること（軽エンジニアリング業までの三業種）

ロ. 業種の範囲がきわめて広範である上、スリランカ側の具体的業種の詰めが行われていないこと（軽エンジニアリング業）

ハ. 日本側提案の金属加工業によって、かなりの程度カバーが可能と思われる業種があること（軽エンジニアリング業までの前三業種）

ニ. 鉱産物加工を除き、輸出仕向けを意図する場合、他の 4 業種製品の製造には、資本、技術をそれほど必要としないため、他の LDC 周辺国すでに製造しているか、製造をはじめめる可能性の高いものが多く、厳しい競争が予想されること。

ホ. 鉱産物加工業については、他の業種に比べある程度の優位さが見込まれるが、賦存量、資源分布などにつき不詳部分が多く、現時点ではまず、これらの点の調査確認が優先すると考えられること。

ヘ. スリランカ側追加業種に対する支援は、専門家派遣、人材育成、技術供与など、総じてフェーズⅢでカバーし得ると考えられること。

ト. 以上のことから、今回はこれらを開発育成対象業種として特定することはしないものとする。

(2) 工業団地開発

① 工業団地の現状

スリランカにおける工業団地は、大コロombo経済委員会（GCEC…… Greater Colombo Economic Commission）によって建設・運営されている輸出加工区とセイロン工業開発庁（IDBC…… Industrial Development Board of Ceylon）によって開発されている工業団地とがある。

(a) 輸出加工区

GCECは、これまでに2つの輸出加工区を建設・運営している。1つは、コロomboの北部30キロにある国際空港に隣接したカトナヤケ（Katunayake）、もう1つはコロomboの東北東24キロに位置するビヤガマ（Biyagama）である。いずれも輸出志向型の外国企業を誘致することとが、その事業目的である。ハードな基盤が整っているだけでなく、事業実施機関であるGCECは、企業誘致の体制、投資優遇措置、入居手続き、企業へのサービス等のソフト面でも優れた機能を備えており、立地企業から高い評価を得ている。

両地区の面積、入居企業数等の概要は以下のとおりである。

	カトナヤケ	ビヤガマ
総面積	191 ha	150 ha
分譲可能面積	102 ha	72 ha
入居契約企業数 (うち、操業中)	114社 (69社)	33社 (25社)

カトナヤケ輸出加工区は、残された分譲可能用地はすくないが、ビヤガマ加工区には、比較的多くの用地が残されている。

(b) 特定産業振興のための地方中小企業団地

一般工業団地開発は、地方産業の振興を目的として、全国的に中小企業振興の基盤を整備するために、1957年から開始され、1960年代に工業団地公社（Industrial Estate Corporation）が、エカラ（Ekala）工業団地の開発に着手した。同公社は、1969年に現在の工業開発庁（IDBC）に改組された。同年に外国資金を得て、キャンディ、ジャフナに2つの工業団地開発に着手した。企業の入居形態には、工場建物の5年間賃貸と工場用地の50年リースの2方式がある。

さらに、工業開発庁は、カルタラ州のホラナ（Horana-Kalutara）、パタムラ州ルヌヴィラ（Lunuwila-Pataakam）、クルネガラ州パナラ（Pannala-Kurunegala）に、それぞれ1978年、1979年、1981年にミニ工業団地の開発を開始した。こ

これはインフラの整った1区画3分の1エーカーの用地を50年リースで提供するプログラムで、地方の企業に歓迎され、ホラナの入居率は98%、バナラのそれは75%に達している。

② 工業団地開発の構想と計画

(a) 輸出加工区

GCECとして、既存の輸出加工区を拡張する考え方があったが、最近、何部開発が始動するに伴い、第3の輸出加工区として、コガラ輸出加工区の開発に持てる資源を動員する方針が決定された。これにより、コロombo近郊地域においては、既存の2つの輸出加工区に残されている用地を除いては、インフラの整った工業用地を新たに供給する計画はない。

なお、コガラに次いで第4の輸出加工区は、東北部のトリンコモリーに計画されようとしている。

(b) 一般工業団地

提案されている一般工業団地の開発構想では、第1に、カルタラ地区に新たな工業団地を開発すること、第2に、立地需要が高いキャンディのパレカレ工業団地の未整備の拡張用地を整備することの2つである。その後引き後き、マトウガマ、パンジラガマなどの地方の工業団地（ことにミニ工業団地）を全国的に展開していく構想である。

③ 今回調査の結果及び対処方針

(a) スリランカ工業省は、GCEC、IDBCが構想している工業団地を念頭におきつつ、独自でコロomboの北部、東部、及び南部地域に工業団地を整備すべく適地選定の作業をおこなっている。

(b) 今回の調査で、日本側より、アビサベーラ地区、マトウガマ地区を提案したところ、スリランカ工業省より、アビサベーラ地区、サブガスカンダ地区、シリガムボラ地区、マテンソワッテ地区の4ヶ所の提案がなされた。これらの地区は、いずれも、コガラ地区よりもコロomboに近く交通条件も優れており、追加的なインフラ整備コストも少なくすむと思われる。

(c) なお、スリランカ工業省は、4ヶ所のうち、企業立地条件に優れ、土地取得の目途が立っているアビサベーラ地区が現状では最有力であるとの認識を示した。

(d) しかしながら、今後、工業団地建設計画の策定に当たり、日本側として、これら候補地の中から適切な用地を選定する調査を実施する必要があると思われる。

JICA